平成17年(2005年)2月22日 (1)

### 長岡市•栃尾市

●編集:長岡市・栃尾市合併協議会事務局 ▶発行:長岡市・栃尾市合併協議会

尾市合併協議会(以下「協議会」という。 2月9日に、長岡市役所において、 第2回長岡市 )を開催しま

尾地域の活動方針 報告事項として、 展開」 新市建設計画策定小委員会から 長岡 市 栃尾市 新市建設

計画(案)」が報告されました。 協議事項では、 「合併の期日」を平成18年1月

1日とすることが承認されました。



## 報告事項

# 第1回~第2回新市建設計画策定小委員会

報告第8号

状況について、 豊口小委員会委員長より、 次のような報告がありました。 小委員会での審議

ました。 計画策定の小委員会を開催し検討を重ねてまいり 第1回は、1月28日に長岡市役所において開催 協議会で付託を受けて、 委員の方々と新市建設

の案を報告させていただきます。 ました。その後、 けて、合併後のまちづくりについて意見交換をし しさ価値を高める行動計画として、 今後は、更に県との協議を経て、 本日、栃尾地域の整備活動方針と新市の地域ら 各委員から貴重な意見をいただきました。 2月8日に第2回小委員会を開 新市建設計画

併日の前後に休日のある1月1日とされました。

ついて確認し、栃尾地域の歴史や概要の説明を受

小委員会の役割や建設計画の策定方針などに

### 長岡市・栃尾市の合併協議の経過

241-3	
1月26日	第1回合併協議会開催
1月28日	第1回新市建設計画策定小委員会開催
2月8日	第2回 //
2月9日	第2回合併協議会開催

## 協議事項

## 合併の期日

議案第23号

次のとおり承認されました。

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

確実に終わらせる必要があることなどから、合 統合にある程度の期間が必要なこと、統合した いて合併日が提案され、承認されました。 システムの運用が間違いなく行えるかの確認を いることから、電算データの移行、システムの サービスの低下を招かないという考え方に基づ で確認されていましたが、今回、合併日に住民 現在ほとんどの業務がコンピュータ化されて 平成17年度中に合併する方針が第1回協議会



第2回新市建設計画策定小委員会(長岡市役所)

### 議案第24号

# 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

編入される栃尾市の農業委員会は、 次のとおり承認されました。

業委員会に統合するものとする び第2項の規定を適用し、 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及 農業委員会の委員の定数及び任期については、 次のとおりとする。 長岡市の農

する。 委員会の選挙による委員として在任するものと 委員のうち7人に限り、 この場合において、長岡市の農業委員会の選 編入される栃尾市の農業委員会の選挙による 引き続き長岡市の農業

(2) 栃尾市の農業委員会の選挙による委員の互選に より定めることとする 任期は、 長岡市の農業委員会の委員の残任期

挙による委員として在任する者は、

編入される

3 選挙区を設置するものとする。 農業委員会の選挙による委員の定数を41人とする ものとし、 また、農業委員会の区域を分け選挙区を設ける 合併後最初に行われる一般選挙からは、 間とする。 栃尾市の現在の行政区域を区域とする 長岡市

数は、 よる委員の互選による7人を加えた47人となります。 による委員は40人となります。 7月19日までは、長岡市の委員40人に栃尾市の選挙に なお、平成20年7月20日以降は、 合併により統合される農業委員会の選挙による委員 長岡市の選挙による委員の任期である平成20年 長岡市全体の選挙

### 議案第25号

## 使用料・手数料等の取扱い

次のとおり承認されました。

とする。ただし、同一又は類似する施設使用料に 限り統一を図るものとする。 ついては、 施設使用料については、原則として現行どおり 施設の規模、 実態等を考慮し、 可能な

体育館使用

行政財産使用料及び占用料については、 制度に統一する。 長岡市

3 手数料については、 長岡市の制度に統一する。

テニス

へ場使用

料

東山テニス場

ス場

市民テニスコ

1

分科会

税 務

収

住

民

玉

保

年

金

農

林

長岡市新産体育館体育館

4 使用料・手数料等については、除くものとする。 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する

### 施設使用料

現行どおりとするもの

(1)

市民会館使用料	美術館入館料	自動車駐車場使用料	観光施設使用料	産業交流センター	施設使用料名
(該当施設なし)	(該当施設なし)	長岡市営大手口 長岡市営大手口	(該当施設なし)	(該当施設なし)	長岡市
栃尾市市民会館	栃尾市美術館	中央公園駐車場	社々の森 道院高原 ふるさと 交流広場	産業交流	栃尾市

(2)
合併時に長岡市の制度に統
一するもの

施設使用料名	長岡市	栃尾市
斎場使用料	長岡市斎場	栃尾市斎場

(3) は現行どおりとする。) 長岡市の制度を基に統一するもの。 (合併年度

栃尾市

1件につき

200円

1 枚につき300円

2枚目から

1枚200円

同左

同左

同左

1件につき

300円

1件につき

300円

1件につき

300円

1件につき

300円

同左

無料

無料

無料

無料

料(目的外使用)小中学校施設使用	施設使用料名
長岡市立	長岡市
栃尾市立	栃尾市

度までは現行どおりとする。 長岡市の制度を基に統一するも 長岡市ル部体育館 長岡市市民体育館 長岡市社会福祉 長岡市 センタ 吉水ふれあい栃尾市総合体育館 板尾市保健福祉 **の**。 栃尾市 (平成19年

主な手数料

数

評価証明、公課証明、名寄帳など

料

手

<公租公課に関する証明書>

所得証明、非課税証明など

<戸籍・住民基本台帳関係>

戸籍の個人・一部事項証明書

住民票の写し(世帯全員・個人)

住民基本台帳カードの交付・再交付

現況確認を伴う農地に関する証明書の

現況確認を伴わない農地に関する証明

農地法による申請書の受理等に関する

農業経営等に関する証明書の交付

戸籍届書受理証明書・戸籍の届出記載

<資産に関する証明書>

戸籍の全部事項証明書

(戸籍謄本)

(戸籍謄本)

事項証明書

住民票の閲覧

印鑑登録証明書

<農地関係>

書の交付

証明書の交付

印鑑登録

センター使用料社会福祉

施設使用料名

(4)

(長岡市の制度に統一)

長岡市

1件につき

250円

枚につき

250円

1通につき

450円 1 通につき

450円

1 通につき

350円 1通につき

250円

1世帯につき

200円

1件につき

200円

1通につき

250円

1件につき

500円

1 通につき

700円

1 通につき

250円

1通につき

250円

1通につき

250円

公民館使用料
長岡市中央公民館
栃尾市公民:

公民館使用料	施設使用料	スキー場 伊用料	施設使用料名
長岡市中央公民館	長岡市コミュニテ 長岡市コミュニテ 長岡市コミュニテ 長岡市コミュニテ	長岡市営スキー場	長岡市
栃尾市公民館分館 おりょうしん おりまれる せいりん おりまれる おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいま	板尾市地区 を が尾市地域開発 が尾市ふるさと が尾市ふるさと	とちおファミリー	栃尾市

ン施設使用料レクリエーショ	その他運動施設
ニュータウン ファミリーランド 長岡市東山	スポーツ広場ほか
栃尾市レクリエー	塩谷運動広場吉水運動広場

るも

(5)

当分の間理	施設使用料	他運動施設
らつ。 当分の間現行どおりとし、期	ニュータウン ファミリーランド 長岡市東山	スポーツ広場ほか信濃川河川公園
期間をかけて調整が	栃尾市レクリエー	塩谷運動広場吉水運動広場

行どおりとし、期	いこいの広場ファミリーランド
期間をかけて調整す	栃尾市レクリエ <b>ー</b>

設占用料が該当します。

水占用料等、下水道敷占用料及び農業集落排水施

採取料、公園占用料等、

道路占用料、

準用河川流

0

## 議案第26号

公共的団体等の取扱い

重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に

するよう調整に努める。 時に統合できない団体は、 るよう調整に努める。 両市に共通している団体は、合併時に統合す 両市に共通している団体で、実情により合併 合併後速やかに統合

(2)

統合に時間を要

# 両市に共通している団体で、

努める。 団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊 新市の一体性の速やかな確立に資するため、各

合併後の調整方針が次のとおり承認されました。

## ○行政財産使用料及び占用料

長岡市の制度に統一する。

おりとする。) 行政財産目的外使用料、 法定外公共物使用料 (合併年度は現行ど 変更後

No.

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

表2

市町村名

栃 尾 市

路

栃 尾 市

中之島町

栃 尾 市

栃 尾 市

市

町

市

市

市

市

市

市

市

市

市

市

長 岡

栃 尾

栃 尾 市

越

三 島 町

長 尚 市

三 島 町

長 尚 市

栃 尾 市

長 尚 市

栃

三 島 町

栃 尾

長 岡

栃 尾

長 岡

栃 尾

畄 市

長岡市

長 岡 市

栃 尾 市

長 栃 尾

長 岡

栃 尾

尾 市

栃 尾

## 4 その他の団体は、原則として現行どおりとす する団体は、将来統合するよう調整に努める。

議案第27号 町名・字名の取扱い

の町名と重複する町名には、 のとする。 栃尾市においては、 次のとおり承認されました。 なお、長岡地域合併協議会を構成する6市町村 長岡市においては、 現行どおりとする。 「大字」の表記を削除する 「栃尾」をつけるも

する。

提案する補助金・交付金については、除くものと

2

◎町(字)の名称の具体例 長岡市 栃尾市 栃尾市大字赤谷 現行どおり →長岡市赤谷

◎重複による変更 (なお書き部分)

左表のとおり

議案第28号

## 各種団体への補助金・交付金の取扱い

おり調整を図るものとする。 有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のと 事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性 各種団体への補助金・交付金については、その

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で

協力を得て、統一する方向で調整する。 ては、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と 両市同一又は同種の団体に対する補助金につい 両市独自の団体に対する補助金については、

市全体の均衡を保つように調整する。 止する方向で調整する。 整理統合できる補助金については、統合又は廃

> 議案第29号 各種事務事業の取扱い

原案のとおり承認されました。

で検討・協議を行いました。 ものについては、協定項目 事務事業の調整に合わせて補助金の取扱いを決める 「各種事務事業の取扱い」

ださい。 及び栃尾市役所総合政策室の閲覧資料をご覧く ムページまたは長岡市役所内合併協議会事務局 協議会及び小委員会の議案等は、 協議会ホ

### 合併後の行政サービス

各種事務事業の項目から住民生活に関わりのある371 項目について、合併後の行政サービス水準と現在の栃 尾市の行政サービス水準を比較しました。その結果、 上がるものが30%、変わらないものが66%、下がるもの が4%となり、行政サービス水準は全体として向上す るという結果が得られました。

町名・字名の取扱い(重複による変更)

長岡市栃尾泉

長岡市栃尾岩野外新田

現行どおり

長岡市岩野

長岡市大野

長岡市島田

現行どおり

長岡市宮沢

現行どおり

現行どおり

現行どおり

長岡市大野

現行どおり

現行どおり

現行どおり 長岡市栃尾本町

現行どおり

現行どおり

長岡市栃尾山田町

長岡市栃尾原

長岡市栃尾宮沢

長岡市栃尾山田

長岡市栃尾旭町

長岡市栃尾新町

長岡市栃尾大町

長岡市栃尾表町

長岡市栃尾大野町1~4丁目

長岡市栃尾原町1~5丁目

長岡市栃尾大野

長岡市栃尾島田

町(字)名

大字泉

大字岩野

大字大野

大字大野

大字島田

大字島田

大字宮沢

大字宮沢

大字山田

旭町

新町

大町

大町

表町

本町

山田町

大字大野

原町1~2丁目

山田1~3丁目

旭町1~2丁目

新町1~3丁目

表町1~4丁目

原町1~5丁目

原町1~2丁目

本町1~3丁目

山田1~3丁目

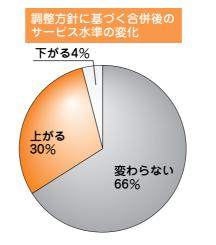
大野町1~4丁目

大字原

泉1~2丁目

大字岩野外新田

協議項目数…371項目



### 各種事務事業の取扱い一覧表

○福	○福祉・保健・医療分科会(児童福祉)				
項番	各種事務事業	分類	調整方針		
1	私立認可保育所施設整備費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		
2	ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動)	"	<i>y</i>		
3	子育て支援施設の設置	"	,		
4	家庭児童相談室	"	"		
5	乳幼児発達支援	"	"		
6	保育料(認可保育所保育料)	合併後に統一	平成19年度から、長岡地域合併協議会を構成する6市町村の平均保育料の水準に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度に調整する。なお、所得階層区分は平成18年度に統一する。		
7	保育士配置基準	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		
8	通園バス	"	"		
9	児童手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。		
10	延長保育 (特別保育)	"	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。		
11	休日保育 (特別保育)	"	"		
12	病後児保育 (特別保育)	"	"		
13	障害児保育 (特別保育)	"	,		
14	乳児保育促進事業(特別保育)	"	,		
15	未満児保育 (特別保育)	"	,		
16	一時保育 (特別保育)	"	,,		
17	地域子育て支援センター(特別費助成)	"	,,		
18	地域活動事業 (特別保育)	"	,		
19	へき地保育園	"	現行どおりとする。ただし、使用料については、平成18年 度から長岡市の制度を基に統一する。		

項番	各種事務事業	分類	調整方針
22	妊産婦の医療費助成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。経過措置として、制度統一により対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成18年3月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
23	ひとり親家庭等の医療費助成	,	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に終 一する。経過措置として、制度統一により入院時食事療 費の助成が受けられなくなる人には、平成18年3月末日 での間、統一する助成内容で助成を行う。
24	乳幼児の医療費助成	*	越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。なお、入 時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。 過措置として、制度統一により入院時食事療養費の助成 受けられなくなる人には、平成18年3月末日までの間、 一する助成内容で助成を行う。
25	精神障害者の医療費助成	*	長岡市、越路町の制度を基に統一する。なお、入院時食 <sup>1</sup> 療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過指 として、制度統一により対象除外となる人及び対象者の ち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、 成18年3月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
26	重度心身障害者の医療費助成	"	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に終 一する。経過措置として、制度統一により入院時食事療 費の助成が受けられなくなる人には、平成18年3月末日 での間、統一する助成内容で助成を行う。
27	老人の医療費助成	"	中之島町、三島町、山古志村、栃尾市の制度に統一する。
28	老人保健医療費適正化事業	"	長岡市の制度に統一する。
29	老人保健法による医療制度(国制度)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

合併後の調整方針が次のとおり承認されました。

(表3参照

### ○福祉・保健・医療分科会(障害者福祉)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
30	障害者生活支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
31	手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣 事業	"	*
32	点字・声の広報等発行事業	"	"
33	心身障害者スポーツ振興事業	"	"
34	補装具の交付・修理、自己負担の 補助	"	,
35	日常生活用具の給付、自己負担の 補助	"	,
36	養護学校放課後サポート事業	"	"
37	知的障害者ふれあいの広場事業	"	"
38	福祉タクシー	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
39	自動車燃料費の助成	"	,
40	手話奉仕員養成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
41	重度身体障害者移動支援事業	"	"
42	障害者スポーツ教室開催事業	"	,
43	福祉バス運行事業	"	"
44	心身障害者福祉ハンドブックの作成	"	,,
45	障害者住宅設備の改善	"	,
46	重度身体障害者緊急通報システム	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
47	障害者イベントの開催	"	"
50	人工透析者通院費助成事業	"	当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分 配慮するものとする。
51	特別児童扶養手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
52	障害児福祉手当	"	"
53	特別障害者手当	"	"
54	福祉手当(経過措置)	"	"
55	更生医療の給付	"	,,
56	移動入浴サービス	"	"
57	心身障害者扶養共済	"	県の制度であり、調整不要。
58	在宅重度重複障害者介護見舞金	"	*
60	自動車改造助成事業	"	"
61	自動車運転免許取得費の助成	"	,
62	公共料金の割引	"	県・他団体で実施するものであり、調整不要。
63	福祉電話使用料の助成(電話貸与)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

### ○福祉・保健・医療分科会 (障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
68	ガイドヘルプサービス (支援費)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
69	心身障害者訪問相談員の派遣	"	"
70	進行性筋萎縮症の医療給付	"	"
71	身体障害者施設入所 (支援費)	"	"
72	知的障害者施設入所 (支援費)	"	<i>"</i>
73	身体障害者ショートステイ(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
74	知的障害者ショートステイ(支援費)	"	"
75	障害児ショートステイ (支援費)	"	"
76	身体障害者デイサービス (支援費 ・相互利用)	"	,
77	知的障害者デイサービス(支援費)	"	"
78	ホームヘルプサービス (支援費)	"	"
80	婦人相談室	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
81	母子福祉資金の貸付相談	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
82	児童扶養手当	"	国の制度であり、調整不要。
85	生活保護法による保護	合併時に統一	国の水準に統一する。
86	応急援護	現行どおり	現行どおりとする。

### ○福祉・保健・医療分科会(介護保険)

_ іш	2個世 体健 色源力特益 (月最体)			
項番	各種事務事業	分類	調整方針	
87	介護保険料滞納者に対する保険給 付の制限等	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。	
88	高齢者保健福祉計画・介護保険事 業計画	合併後に統一	長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2 期計画は、両市の計画の集合をもって新市の事業計画とし て取扱うものとする。	
89	認定調査	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。	
90	介護保険料	合併後に統一	新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。	
91	介護保険料の算定・納期等	"	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。	
92	介護保険料の減免(法定減免)	,	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。	
93	介護保険料の減免(法定外減免)	,	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。	
94	特別な事情による利用料の減免(法 定減免)	,,	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。	
96	居宅介護支援事業等(直営)	合併後に廃止	廃止する。ただし、廃止する時期や事業の民営化等については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。	

### ○福祉・保健・医療分科会(要介護認定者に対する高齢者福祉施策)

О ПМ		I BERBUIC II I -	
項番	各種事務事業	分類	調整方針
97	介護支援専門員等支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
98	住宅改造費の助成(高齢者分)	"	県の基準に統一する。
99	ナイトデイサービス支援事業	"	長岡市の制度に統一する。
100	痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	"	"
101	社会福祉法人等利用者負担軽減事 業	"	"
102	生活困窮者利用者負担軽減事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
103	介護相談員派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
104	リフォームヘルパーの派遣	"	"
105	家族介護支援短期入所 (緊急時支援サービス)	"	中之島町の制度を基に統一する。
106	在宅高齢者等紙おむつ支給事業 (高齢者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
107	家族介護見舞金支給事業(高齢者分)	"	*
108	訪問介護利用者支援事業	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
110	家族介護慰労事業	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなか で対応を図るものとする。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。

### ○福祉・保健・医療分科会(高齢者福祉と同種の障害者福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
112	住宅改造費の助成 (障害者分)	合併時に統一	県の基準に統一する。
113	紙おむつ支給事業 (障害者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
114	家族介護見舞金支給事業 (障害者 分)	"	,

### ○福祉・保健・医療分科会(介護認定を要しない高齢者福祉施策)

<u> Отш</u>	油性・休健・区域力や去(月度認定で安しない同梱自油性池水)				
項番	各種事務事業	分類	調整方針		
115	はり・きゅう・マッサージ割引券の支給	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		
116	日常生活用具の給付・貸与	"	,		
117	福祉電話の貸与	"	,		
118	要援護老人家庭援助事業	"	,		
119	高齢者住宅等生活援助員派遣	//	,		
120	自立支援ホームヘルプサービス	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。		
121	養護老人ホーム短期入所事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。		
122	寝具乾燥サービス	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。		
123	生きがい対応型デイサービス	"	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。		
124	在宅介護支援センター事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画において検討するものとする。		
125	緊急通報システム	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		
126	配食サービス事業	"	"		
127	養護老人ホーム(措置)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。		
128	老人保護措置事業(やむを得ない 事由による措置)	"	,		
130	老人住宅資金の貸付	合併時に廃止	廃止する。ただし、既貸付者については現行どおりとする。 なお、廃止後は長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度の なかで扱うものとする。		

### ○福祉・保健・医療分科会(精神障害者等に対する福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針		
135	精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		
136	精神障害者デイサービス事業	"	"		
137	難病患者の在宅生活支援	//	"		
138	精神障害者交通費の助成	"	長岡市の制度を基に統一する。		
139	精神障害者地域交流事業	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		
140	精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。		

### ○福祉・保健・医療分科会(保健)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
144	予防接種	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
145	妊婦健診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
146	乳児健康相談	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
147	不妊治療費助成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
148	乳幼児健診	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
149	妊産婦・新生児訪問	,	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。
150	乳幼児歯科保健(フッ素塗布)	"	新制度を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
151	がん検診	,	前立腺がんについては越路町の制度を基にし、その他は長 岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。
152	歯周疾患検診	"	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
153	骨粗しょう症検診	"	"
154	基本健康診査	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。
155	総合健康診査(基本健診、がん検診、 胸部レントゲン)	,,	,
156	訪問指導	"	"
157	健康相談	,	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
158	健康教育	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
159	人間ドック等の補助	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は基本健康診査、がん検診、胸部レント ゲン検査をセットで受診できる総合健康診査へ移行するものとす る。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
161	介護予防事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
162	健康づくり推進事業	"	,

### ○福祉・保健・医療分科会(その他社会福祉施策)

_ іщ					
項番	各種事務事業	分類	調整方針		
163	成年後見制度利用支援事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。		
164	要援護世帯除雪費助成事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。		
165	旧軍人·戦傷病者·戦没者遺族援護	現行どおり	国の制度であり、調整不要。		
166	社会福祉施設建設費補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		
170	福祉センター管理運営	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		
173	心配ごと相談	"	//		

### ○防災・防犯・交通分科会

:כעוי	災・防犯・交通分科会		
項番	各種事務事業	分類	調整方針
176	自主防災組織の結成支援事業	合併時に統一	新制度を創設し統一する。
177	地域防災計画策定	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、平成 18年度までは現行どおりとする。なお、統一までの間は、これまで の両市の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。
178	備蓄物資整備事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
179	防犯灯設置事業	,	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から 5か年度程度は現行どおりとする。
180	防犯灯等電気料負担	"	"
181	防災行政無線(移動系)事業	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、 免許人名義は長岡市とするとともに、現行機器を活用した システムの統合、情報伝達の一元化を図るものとする。な お、統一までの間は、本庁と支所及び支所区域内の防災情 報の伝達に支障のないように努めるものとする。
182	交通指導員の体制	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行 どおりとする。
183	地区交通安全団体補助事業	,	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
184	交通遺児支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

### ○消防分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
185	消防団	合併後に統一	消防団の組織は、現行のまま、それぞれの消防団とするが、意志統一、融合がはかられた段階で統合する。消防団員の報酬年額及び出動費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、公公の関け租行のままと、計画的に作業服等の再新を図る

### ○住民・国保・年金分科会(市民サービス、国民健康保険)

項番	各種事務事業	分類	調整方針		
186	消費生活の相談・情報提供	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		
190	国民健康保険料(税)	合併後に統一	賦課方式は長岡市の制度に統一し、平成19年度からほぼ平 均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、栃 尾市については、平成17年度は現行どおりとする。平成18 年度は、長岡地域合併協議会を構成する6市町村と栃尾市 との保険料格差が大きいことから、不均一賦課の実施を検 討する。		
191	国民健康保険料の納期	"	新基準を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。		
193	国民健康保険の給付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		

### ○環境分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
194	ごみステーション設置補助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
195	生ごみ処理機器設置補助事業	"	,
196	資源回収奨励事業	"	"
197	ごみの分別収集	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行 どおりとする。
198	家庭ごみ処理手数料	"	"
199	事業ごみ処理手数料	"	新たな料金に統一する。ただし、平成19年度までは現行ど おりとする。
200	し尿汲取り手数料	"	"

### ○水道・ガス分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
201	水道料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年 を目途に統一する。
202	水道の加入金	"	,
203	水道メーターの検針サイクル及び 水道料金の納付	現行どおり	現行どおりとする。
204	ガス料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年 を目途に統一する。
205	ガスメーターの検針サイクル及び ガス料金の納付	現行どおり	現行どおりとする。

### ○学校教育分科会(幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保)

項番	各種事務事業	分類	土が9 教育の推進、体健閉主の能体)
206	私立幼稚園就園奨励費補助金	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平
200	45.2.3/推图机图	合併後に航一	成17年度は現行どおりとする。
211	幼児教育研修会	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。
212	中学生理数系ゼミナール	"	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平   成17年度は現行どおりとする。
213	オープンスクール	"	,
214	愛・夢・パワー 子どもかがやき塾 支援事業	"	,
215	体育系指導者研修会	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
216	人材教育推進	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年度 から5か年度は現行どおりとする。
217	イングリッシュ・数学アカデミー	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
218	長岡学アカデミー	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年度 から5か年度は現行どおりとする。
219	英語教育推進事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から 5か年度は現行どおりとする。
220	バス利用校外学習	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行 どおりとする。
221	各種大会等出場者助成金	"	,,
223	修学旅行付添看護師派遣事業	"	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
224	児童·生徒健康診断事業	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
225	教職員健康診断事業	"	,
226	歯科保健教育推進事業補助金	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行 どおりとする。

### ○学校教育分科会(学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
227	学校給食用食器入替	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行 どおりとする。
228	学校給食施設設備整備事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
229	学校調理職員の配置基準等	"	新基準を創設し統一する。ただし、学校給食管理運営の方 法が決定されるまで現行どおりとする。
230	学校給食管理運営事業	当分の間 現行どおり (一部合併時、 (合併後に統一)	運営方式については、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。安全衛生検査と消耗品配当は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。その他は、長岡市の制度に統一する。
231	学校給食調理業務民間委託事業	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて長岡市の制度を基 に新基準を創設する。
233	就学援助・奨励費補助事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
234	遠距離通学児童・生徒の通学費助 成	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、 合併後、5か年度程度は現行どおりとする。
235	防犯ベル配布事業	合併後に廃止	廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行 どおりとする。なお、廃止後はボランティア等による防犯 対策の充実策を講ずるように努めることとする。
237	障害児教育推進	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
238	肢体不自由生徒在籍校の移動設備 整備事業	"	,
239	特殊教育諸学校就学奨励費助成	"	,
240	特殊学級等交流啓発事業補助金	"	"
241	就学指導業務	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行 どおりとする。
242	障害児教育(指導助手、介助員設 置)	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
243	障害児童・生徒就学負担金	現行どおり	現行どおりとする。

### ○学校教育分科会(学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備) ○商工・労働分科会(工業振興)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
244	教育補助員配置事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
245	基礎学力定着推進事業	"	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
246	適応指導教室(訪問相談)運営	"	"
247	教育相談	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
248	セーフティーパトロール員配置事 業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行 どおりとする。
249	心ふれあい相談員配置事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。

### ○学校教育分科会(学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備)(つづき)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
250	学校不適応対策研究委員会	合併後に廃止	廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行 どおりとする。なお、廃止後は当委員会と同様の機能を有 する長岡市の子どもふれあいサポート事業(サポートネッ トワーク会議)の中で扱うものとする。
251	高等学校等入学準備金貸付金	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
253	私立高等学校学費助成金	"	長岡市、三島町の制度に統一する。ただし、栃尾市につい ては、平成17年度は現行どおりとする。
255	学校施設整備	,	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
256	校具等整備	"	,
257	教材整備	"	,
258	指導用消耗品	"	,
259	特殊学級教材整備	"	,
260	図書購入	"	"
261	学習情報化推進(ネットワーク関係)	"	,
262	教育用コンピュータの整備	"	,
263	学校配置備品の管理	"	"
264	理科教育等設備整備事業	"	,
265	教科書改訂等に伴う教材充実事業	"	"
266	ごみ処理対策	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
267	教員住宅整備事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
268	学校管理員の配置基準及び学校管 理員業務	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

### ○生涯学習・公民館・文化施設分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針		
269	町内公民館等建設補助	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。		
270	公文書 (廃棄文書) の収集	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。		
271	古文書の収集	"	,		

### ○青少年健全育成分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
272	成人式の開催	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併後、3か年度から 5か年度程度は現行どおりとする。
273	放課後児童健全育成	,	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。
275	青少年の交流・体験学習	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

### ○スポーツ・体育施設分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
276	学校施設の開放	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
277	管理運営体制 (体育館)	"	"
279	管理運営体制 (テニス場)	"	,
281	管理運営体制(その他運動施設(運動広場等))	"	,
282	管理運営体制(レクリエーション 施設)	"	v
286	スポーツ振興報奨金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
287	市民総合賠償補償事務	"	長岡市の制度を基に統一する。
288	体育指導委員の報酬等	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
289	スポーツ大会開催負担金	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

### ○商工・労働分科会(金融対策、商業振興)

<u> </u>		1-02/(3/2/2///	
項番	各種事務事業	分類	調整方針
290	倒産防止等融資	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
291	中小企業振興資金 (普通貸付)	"	//
292	中小企業振興資金 (創業貸付)	"	"
293	中小企業高度化資金	"	"
294	中小企業振興資金(小口)	"	"
295	中心市街地産業集積促進資金	"	//
296	県信用保証協会保証料補助	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行 どおりとする。
297	経営安定・不況対策特別融資	"	//
298	地方産業育成資金	合併後に廃止	廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行 どおりとする。なお、廃止後は中小企業振興資金等、より 有利な他の融資制度で対応する。
300	がん木整備補助事業 (商業環境施 設整備等補助金)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
301	露店市場管理運営事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
302	商店街ライトアップ促進事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
303	アーケード維持管理負担金	"	"
304	アーケード建設費負担金	"	,
305	商店街活性化ワークショップ事業	"	"
306	地域通貨研究会支援事業	"	"
309	チャレンジショップ運営事業	現行どおり	現行どおりとする。
310	SOHO起業家育成支援事業	"	/
311	新規出店者育成支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
312	中小企業大学校受講料補助金	合併後に廃止	廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行 どおりとする。なお、廃止後は長岡市米百俵財団の助成制 度で対応する。
	·		·

### ○商工・労働分科会(勤労者対策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
314	中高年離職者就職支援事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。
315	ヤング・ジョブ・カフェながおか事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
316	県労働者信用基金協会貸付金	"	,
317	勤労青少年ホーム事業	"	"
318	勤労者福利厚生施設事業	"	"
319	長岡市勤労者福祉資金貸付金	"	,,

項番	各種事務事業	分類	調整方針
322	産学共同研究事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
323	産学共同研究成果報告	"	"
324	各種学会・大会等補助金	"	*
325	デザイン振興事業	"	*
326	長岡造形大学デザイン連携事業	"	"
327	デザインフェア開催事業	"	*
328	地域産業技術開発支援事業	"	"
329	ISO9000シリーズ等認証取得支援事業	"	*
330	テクニカルアドバイザー事業 (技 術相談)	,	,

### ○商工・労働分科会(工業振興)(つづき)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
331	新技術新製品開発資金融資事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
332	設備資金融資、設備近代化促進事業	"	"
333	外国人技術研修生受入れ事業支援	"	"
334	見本市・展示会助成事業	"	,
335	テクニカルアドバイザー事業 (受 注相談)	"	,
336	受注促進のための情報発信事業	"	,
337	にいがた産業創造機構支援	"	長岡市の制度を基に統一する。
338	産学交流フェアinにいがた	"	,

### ○商工・労働分科会(企業誘致)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
343	税の免除・助成金	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
345	企業誘致促進事業	現行どおり	現行どおりとする。

### ○観光分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
350	四季のまつり	現行どおり	現行どおりとする。
351	観光宣伝(観光パンフレット等)	"	現行どおりとする。なお、平成17年度に、新たに新市全体 の観光パンフレット等を作成する。
352	観光宣伝 (広告媒体)	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
353	観光宣伝 (誘客促進事業)	"	,
354	観光施設の管理運営	"	,

### ○農林分科会

	○農林分科会					
項番	各種事務事業	分類	調整方針			
355	新たな担い手への支援対策事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。			
356	農業機械・施設導入に対する国県 補助事業への市町村上乗せ補助	"	,			
357	園芸振興	"	,			
358	松くい虫・有害鳥獣等駆除事業	"	,			
359	土地改良事業の申請団体・負担団 体	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、継続事業については当該 事業期間を限度として現行どおりとする。			
360	農村生活環境整備	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。			
361	認定農業者への支援対策事業	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。			
362	農業関係制度資金利子補給	"	"			
363	地域農業の活性化	"	"			
364	稲作振興(特別裁培農産物認証事 業)	"	,			
365	水産振興	"	"			
366	農道・用排水路等の施設の維持管理	"	,			
367	造林・保育事業	"	″			
368	土地改良事業補助金(国県補助事 業の市町村上乗せ補助)	,	長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。なお、国・県営事業の市 町村負担率は国の示すガイドラインどおりとし、実施中の 継続事業は現行制度を継続する。			
369	農業機械・施設導入に対する市町 村単独補助 (農業生産組織育成)	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行 どおりとする。			
370	都市農村交流(農業農村理解)の 促進	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行 どおりとする。なお、特定農地貸付事業については、小国 町の制度を基本とする。			
371	土地改良事業補助金(市町村単独)	,	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新 制度を創設し統一する。ただし、栃尾市については、平成 17年度は現行どおりとする。			
372	災害復旧事業 (農地・林地)	"	"			
373	土づくり促進事業	"	越路町の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行 どおりとする。			
374	林道等維持管理	,	林道台帳登載道路は越路町の制度を、その他の作業道等は 長岡市の制度を基に統一する。ただし、栃尾市については、 平成17年度は現行どおりとする。			
375	畜産振興	"	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。			
376	生産調整	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現 行どおりとする。			
377	中山間地域振興	現行どおり	現行どおりとする。ただし、中山間地域等直接支払制度は 平成17年度に制度の見直しがあり、その時点で地域の状況 に合った取組みを実施する。			

### ○都市計画分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
378	バリアフリー化整備事業補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
379	都市景観の形成	"	長岡市の制度に統一する。ただし、景観影響行為に関する 届出等については、合併後において検討する。
380	バス待合所設置事業補助	"	長岡市の制度を基に統一する。
381	土地区画整理事業助成制度	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行 どおりとする。
382	生活路線バス	現行どおり	現行どおりとする。

### ○建築住宅分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針		
383	市町村営住宅(家賃)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前 家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うも のとする。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行 どおりとする。		
384	市町村営住宅 (敷金)	合併時に統一	越路町、小国町、栃尾市の基準に統一する。		
385	市町村営・県営住宅(入居者の資格)	"	長岡市の制度を基に統一する。		
386	市町村営・県営住宅(入居者の選 考方法)	"	,		
387	市町村営住宅(家賃の減免方法等)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。		

右上段へ続く

### ○建築住宅分科会(つづき)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
388	市町村営住宅(駐車場使用料)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは 現行どおりとする。
389	県営住宅 (家賃)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
390	県営住宅 (敷金)	合併時に統一	越路町、栃尾市の基準に統一する。
391	県営住宅 (家賃の減免方法等)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
392	県営住宅 (駐車場使用料)	"	<i>"</i>
393	改良・単独住宅(家賃)	//	現行どおりとする。
394	改良·単独住宅(敷金)	合併時に統一	越路町、栃尾市の基準に統一する。
395	改良・単独住宅(入居者の資格)	現行どおり	現行どおりとする。
396	改良・単独住宅(入居者の選考方法)	"	,
397	改良・単独住宅(家賃の減免方法等)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
398	改良・単独住宅 (駐車場使用料)	合併後に統一	長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
399	公営住宅等維持管理費用の負担区 分	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
400	勤労者住宅建設資金融資制度	"	長岡市の制度に統一する。
401	がけ地・地すべり等危険地域住宅 移転事業費補助金	"	長岡市の制度を基に統一する。
402	住宅建設助成制度	"	長岡市の制度に統一する。
403	克雪住宅整備事業補助金	現行どおり	県の制度であり、調整不要。

### ○道路・河川分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針		
407	市町村道の認定基準	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どお りとする。なお、地域や地形による特性を考慮して特例を設ける。		
408	道路の維持管理	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。		
409	放置自転車対策事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。		
410	道路除雪の出動基準等	現行どおり	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪 を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に 応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。		
411	歩道除雪の出動基準等	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪の出動基準 は「積雪10cm以上」とする。		
412	小型除雪機械の無償貸与	"	長岡市の制度を基に統一する。		
413	消雪パイプに係る施策	当分の間現行どおり	消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、 設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に 著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。なお、受益者 負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービス パランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財 政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。		

### ○下水道分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針			
414	下水道使用料 (農業集落排水事業 を含む)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年 を目途に統一する。			
415	下水道受益者負担金の額	現行どおり	現行どおりとする。			
416	下水道受益者負担金の規定	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。			
417	処理区域外の下水排除制度〔工事 負担金〕(農業集落排水事業を含む)	当分の間 現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。			
418	処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕 (農業集落排水事業を含む)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。			
419	水洗便所設備改造等工事資金融資 制度 (農業集落排水事業を含む)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平 成17年度は現行どおりとする。			

### ○広報分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
421	首長への手紙	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
422	広報紙の発行	"	全市一律に市政情報が行き渡るよう、長岡市の水準に基づ いて統一する。

### ○例規分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
423	非核平和の推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
424	公募の賞	"	"
425	情報公開制度	"	<b>"</b>
426	審議会等の議事録公表制度	"	"
427	個人情報保護制度	"	"
428	海外高校留学奨学金の支給	"	,
429	育英奨学金の貸し付け	"	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市の既貸付者につ いては、現行の貸付条件、返還条件のままとする。
430	市町村表彰	"	長岡市の制度を基に統一する。

### ○企画・総合計画分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
431	市民活動の推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
432	男女共同参画推進事業	"	"
433	親はじめ支援事業(ブックスタート)	"	"
434	小中学校への外国人留学生派遣事 業	"	ø
435	国際交流センターの運営	"	,
436	英文広報紙の作成	"	"
437	国際親善名誉市民	"	"

### ○情報分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
439	行政事務の電算システム	合併時に統一	原則として、長岡市の業務システムに統一する。
440	ネットワーク環境	"	本庁・支所及び主要な施設間で、行政事務の電算システム が共通に運用できるように統一する。

### ○契約分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針			
441	建設工事の発注基準等	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年程 度は現行どおりとする。			

### 長岡市・栃尾市合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内電話 39-2260・39-2227(直通) FAX 39-2254

●ホームページアドレス

http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-tochio ●Eメールアドレス

office4@nagaoka-gappei.jp

### みなさんの声をお寄せください

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどでお気軽にお寄せください。

### 次回の協議会についてのお知らせ

次回の協議会開催日は未定です。開催日が決定次第、ホームページなどでお 知らせいたします。

